

保健室より

保健室では、お子さまの健康面を中心に学校生活を支援しています。
健康診断や身体測定、けがや病気をしたときの応急手当に加え、困ったこと、心配なことがあったときに相談できる場所です。

1. 体調不良の時やけがの時

体の調子が悪いとき※学校では内服薬（飲み薬）は与えません。ご理解ください。

問診を行い、体温や全身状態などと合わせて判断します。

①授業を受ける

教室で担任や教科担当が様子を観察します。経過をみた方が良いと思われる場合、時間をおいて再び検温など実施します。

②保健室で休養

1時間程度の休養で回復の見込みがある場合、保健室で休養します。

長く休養することが必要と判断する場合、経過が長い場合は、早退を勧めます。

③早退

体温だけでなく授業に参加可能かなど、総合的に判断します。担任や学年の教員、保護者の方と相談して、早退の判断や対応を進めさせていただきます。

- ・保護者の方がご在宅の場合・・・電話連絡をし、お迎えが可能な場合、来ていただき、可能でない場合、承諾を得たうえで帰宅させます。その場合、帰宅連絡を学校にするよう、お子さまへ伝えます。
- ・保護者の方がご不在の場合・・・勤務先などに連絡をお入れする場合があります。連絡が取れ、体調面や安全面で問題がなければ、帰宅させます。保健室休養の時点で、あらかじめ事前承諾をいただく場合もあります。

けがをした時

①保健室で観察し手当を行います。なお、手当は学校管理下で起こったケガを対象としますので、家庭でのケガ、経過を追っての手当はできません。

②早急に受診する必要があると判断した時

- ・原則として保護者の方に連絡し、ケガの報告と受診先についてご相談いたします。
- ・連絡がつかない場合、安全カードのかかりつけを優先します。診療時間外や記入がない場合等、学校判断で搬送します。ご了承ください。搬送医療機関で個別事情等がある場合、事前にお知らせください。

【安全カード】記載内容に変更があった場合、速やかにお知らせください

お子さまに何かあった時、適切な対応ができるよう保管しております。かかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状態、アレルギーに関する情報など、ご記入いただきます。

このカードは保険証の提示がされるまで参考とするものです。保険診療を受けるためには、保険証などの原本提示が必要です。

また、保護者の方の同意や付き添いなしに医療機関で処置してもらえないことがあります。お知りおきください。

連絡先は、自宅・勤務先・携帯電話など、緊急の際の優先順位で複数ご記入ください。

その他、配慮が必要なこと、留意してもらいたいことがございましたら、ご記入ください。

2. 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」について

学校管理下（授業中、休み時間、クラブ、登下校中など）で発生したケガで受診した場合、上記の制度により医療費が給付されます。担任、顧問または養護教諭まで連絡してください。

日本スポーツ振興センターは、吹田市と保護者からの掛け金・国の補助により学校管理下の災害に対して共済給付を行うものです。ほぼ折半して掛け金を支払う制度です。吹田市立小中学校では原則全員加入し、毎年契約を結びます。

●掛け金（来年度は未定です。今年度の例です）

掛け金（年額）920円＝市負担額460円＋**保護者負担額460円**

＊上記の金額は前年度のもので、掛け金決定額や徴収方法については、学年より後日ご案内いたします。

＊生活保護世帯、就学援助世帯は、市からの援助があります。

●給付金

・医療機関の場合、医療費の証明額が合計500点以上かかった時

柔道整復師の場合、証明額の合計が5000円以上かかった時

いずれも1か月だけではなく、けがが治るまでの期間の合計

健康保険適用範囲の費用の4割が給付されます。

・給付金は、保護者指定の口座へ教育委員会保健給食室から直接振り込まれます。申請から給付までおおむね3～4か月かかります。ご了承ください。

・ひとり親家庭・子ども医療費助成制度の場合は自己負担＋αが給付されます。

●給付期限

災害発生から2年以内に請求するものとし、10年間を期限として給付します。

※小学校で発生した災害で、中学校入学以降も通院を継続の場合、あらかじめ小学校にお知らせください。

3. 健康診断

小学校同様、発育や健康状態を把握し、健康な学校生活がおくれるよう「健康診断」を実施しています。学校でおこなう検診は病気の診断ではなく、あくまでも集団の中から疑いを選び出す＝スクリーニングです。（きちんとした診断を出すことはありません。）

「結果のお知らせ」を受け取られましたら、速やかに医療機関で受診をおすすめします。受診後は報告書を学校に提出してください。

●原則として、検診の結果、異常が認められた時のみ「結果のお知らせ」を配付しています。

●生徒の健康状態を知り、健康診断の手がかりになりますので、入学式でお配りする問診票などは正しく記入してください。なお、記入しにくい内容は、担任や養護教諭に口頭でお伝えください。特に、アレルギー疾患等、健康上心配なことがある場合は、どうぞご連絡ください。

4. 出席停止について

一覧表にあげた病気は、第2種学校感染症に指定され、医師の許可があるまで登校できません。これは定められた「出席停止」で欠席の扱いにはなりません。

登校の際は、かかりつけ医に登校可能かを判断してもらい、その指示に従ってください。

第2種学校感染症

病 名	出席停止期間	主な症状	侵入経路	潜伏期間	好発季節
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで (幼児は3日)	発熱、頭痛、腰痛、全身倦怠感、鼻づまり、くしゃみ、たん	気道 飛沫	1～7日	冬
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで	はじめは軽い咳、のどの発赤がみられる。発病後1週間くらいからコンコンという咳が出る	気道 飛沫	6～15日	夏
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで	発熱、せき、鼻水、目やに。頬の内側に白い斑点コプリック斑ができる。発熱後4日目より皮膚に発疹。	気道 飛沫	9～12日	冬～春
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	37～38℃の発熱。まず片側、ついで両側のあごの後ろが大きくはれて痛む。食欲不振、嚥下困難。	飛沫	14～21日	冬～春
風 疹 (3日はしか)	発疹が消失するまで	発熱、発疹、耳の後ろ、首、脇の下などがはれる。せきが、でる。結膜が充血する。	飛沫 気道	14～21日	春～夏
水 痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかひ化するまで	水疱のある発疹が体中に次々とでる。かさぶたとなり、先にでたものから治っていく。	飛沫 気道	11～20日	冬～春
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	発熱、のどの痛み、結膜炎、くびのリンパ節の腫れ	気道 結膜 接触、汚染物	5～6日	夏～秋
結 核	病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで	初期の自覚症状はなし。エックス線で発見されることが多い。疲労感、寝汗、微熱、体重減少、肩こり、咳、痰	飛沫	1～2か月	なし
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	高熱、皮膚、粘膜の出血斑や関節炎などの症状の後、頭痛、吐き気、発疹、項部硬直などの症状。けいれん、意識障害、なども	飛沫	2～4日	

●溶連菌感染症・A型肝炎・感染性胃腸炎・アデノウイルス感染症・RSウイルス感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・感染性胃腸炎などは、法律上は「出席停止」と定められていません。しかし、感染者が多数出た場合は校医や校長の判断により、出席停止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症は、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」が出席停止期間です。

※これらの感染症に罹患された（疑いも含む）場合、学校にご連絡ください。その際あるいは折り返しのお電話で、お子さまの病状や経過など詳しくお聞かせいただきます。感染拡大防止へのご理解とご協力をお願いいたします。